

府営水道発注の工事等に関する健康診断について

水道法では、同法第21条の規定により水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等について、健康診断（検便）を実施することが水道事業者に対して義務づけられています。

府営水道では、令和2年4月1日以降に発注する水道施設構内における工事等の作業員に対する健康診断について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

なお、健康診断の対象となる工事等については、特記仕様書に記載しますので留意願います。

記

1 対象施設

- (1) 取水場 : 宇治浄水場取水口
木津浄水場取水口・取水ポンプ棟・導水ポンプ所
乙訓浄水場取水口
- (2) 浄水場 : 宇治浄水場、木津浄水場、乙訓浄水場
- (3) 配水池 : 久御山広域ポンプ場、薪中継ポンプ場

2 対象従事者

「1ヶ月間にのべ5日以上」又は「間欠的業務（草刈り、樹木せん定等）の場合は工期内ののべ5日以上」業務に従事する者は、作業前に衛生検査機関等の発行する報告書等（検便検査結果）を提出願います。

ただし、事故等の緊急時には、臨時的に業務に従事できるものとし、対象者については、後日速やかに報告書等を提出願います。

3 検査項目

検査項目は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌です（腸チフス菌及びパラチフス菌はサルモネラの検査でも代用可能）。

4 実施頻度

業務従事期間の健康診断は、健康診断の日から6ヶ月毎に実施して下さい。

<参 考> 特記仕様書の記載内容

（健康診断）

- (1) 受注者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において1ヶ月間にのべ5日以上又は間欠的業務の場合は工期内ののべ5日以上業務に従事するときは、その前に作業員に対して、水道法第21条に規定する健康診断（検便）を実施し、衛生検査機関等の発行する報告書等を監督員に提出しなければならない。ただし、業務に従事する日から6ヶ月前までの間に会社等において上記健康診断を実施している場合は、その報告書等を提出すること。

また、業務に従事している間の健康診断は、上記の健康診断の日から6ヶ月に1回実施すること。

検便検査項目は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌とする。

（健水発第1010001号、平成15年10月10日）

※腸チフス菌及びパラチフス菌はサルモネラの検査でも代用可能

- (2) 報告書等は、基本的に原本を提出すること。ただし、他工事等で提出している者にあつては、その写しに原本の提出先を明記の上提出すること。
- (3) 上記の外、監督職員が水道法上必要と判断し、臨時に検査を求めた場合は、受注者は、臨時の健康診断を実施し、報告書等を提出すること。